

## 労働安全衛生規則第151条の21

事業者は、フォークリフトについては、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。

ただし、一年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

1. 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
2. デフアレンシヤル、プロペラシヤフトその他動力伝達装置の異常の有無
3. タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
4. かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツクル、ロツド、アームその他操縦装置の異常の有無
5. 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユーその他制動装置の異常の有無
6. フォーク、マスト、チェーン、チェーンホイールその他荷役装置の異常の有無
7. 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無
8. 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
9. 車体、ヘッドガード、バツクレスト、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無